

Let's study!

# 社長の悩みに応える 取引先への経営アドバイス

今回は…会計編

第15回

法人税法上の  
「利益」の考え方

## 社長のお悩み

赤字の会社に対しては、法人税はかからないと聞いていました。実際、当社も赤字だった期には納税しないで済みましたが、今期は赤字であったにも関わらず、法人税を納付しなければなりませんでした。どうして今期は法人税が発生してしまったのでしょうか？ 詳しく教えてください。



## 決算書上の利益と 法人税法上の利益は異なる

今回の相談については、決算書上の利益と、法人税の課税対象となる利益が異なることが理由である。決算書上は赤字であっても法人税が発生したり、反対に決算書上は黒字であるのに法人税が発生しないことがあるのだ。

法人税は、株式会社や有限会社などの法人が事業を行つて得た所得（もうけ）に対して課せられる税金である。法人税計算の仕組みを知るうえで、押さえておかなければならないのが、決算書上の利益と法人税課税上の利益が異なるということだ。

決算書上（企業会計上）の「利益」とは、会社法の会社計算規則に基づいて作成されるもので、株主など利害関係者への情報提供が目的である。

一方、法人税法上の「利益（課税所得）」とは、法人税を計算する目的で税法に基づいて算出されるものである。目的が異なるため、両者の利益は必然的に違つてくるのだ。

る。

両者はそれぞれ図表1の算式で求められる。法人税の計算上の課税所得は、益金から損金を差し引いて求められるが、わざわざそのようには計算しない。確定した決算書上の当期利益を基礎にして、収益と益金、費用と損金の異なる項目のみ法人税申告書上で調整して、課税所得を求めるのだ。

なお、法人税申告上の調整項目は、次の4つに分類される（図表2参照）。

①益金算入：収益に計上しているが、益金には計上する

②益金不算入：収益に計上しているが、益金には計上しなくてよい

③損金算入：費用に計上していないが、損金には計上する

④損金不算入：費用に計上しているが、損金には計上できない

つまり企業会計上は収益になるのに法人税法上は益金にならなかつたり、一方で企業会計上は費用になるのに法人税法上は損金にならなかつたりするものがある。このため、利益と課税所得は異なる

図表1 “もうけ”の計算式

区分	計算式
企業会計（決算書上）	利益=収益-費用
法人税法	課税所得=益金-損金

図表2 法人税法上の調整項目

項目	企業会計上		法人税法上		決算書の利益に
	収益	費用	益金	損金	
①益金算入	×	-	○	-	加算する
②益金不算入	○	-	×	-	減算する
③損金算入	-	×	-	○	減算する
④損金不算入	-	○	-	×	加算する

$$\begin{array}{ccc} \text{収益の額} & \boxed{①} & - \\ \boxed{②} & \text{益金の額} & - \\ \hline & & = \end{array} \quad \begin{array}{c} \text{企業会計上の利益} \\ \hline \text{費用の額} & \boxed{③} \\ \boxed{④} & \text{損金の額} \\ \hline & = \end{array} \quad \begin{array}{c} \text{法人税法上の課税所得} \end{array}$$

赤字があれば、法人税が発生しないことがある。

青色申告法人については、計上した赤字について翌年以降7年間繰り越して黒字から控除できる。よって本期の当期利益が黒字であっても、法人税法上繰り越された

（2）交際費（損金不算入）

法人の支出する交際費は、無駄な費用の抑制という政策的な措置から、企業会計上において費用計上された交際費のうち次の金額は損金不算入となつていい。

・資本金が1億円以下の法人の場合：600万円以下の部分はその10%、600万円を超える部分は全額損金不算入

・資本金が1億円超の法人の場合：交際費の全額

（3）役員退職慰労引当金ほか（損金不算入）

役員の退職慰労金支給規程がある場合は、将来の役員退職金の支給に備えて、企業会計上「役員退職慰労引当金」を計上することがある。この引当金の当期繰入額は企業会計上費用として経理処理されるが、法人税法上は損金計上を認めていない。したがって当期繰入額の全額が損金不算入となる。

（4）法人税（損金不算入・益金不算入）

当期において計算される法人税は企業会計上『税引前当期利益』の後ろに表示される。当期の費用ではあるが、当期に計上した利益から負担すべき性格を持つため、損金不算入となる。

一方で前期の法人税の計算上、予定納税額が過大になつたこと等の理由で還付されることになつた法人税は企業会計上『雑収入』等の科目で収益計上されるが、益金不算入となる。

（5）その他

法人税法上で、損金計上額に限度額を設けており、寄附金、減価償却費等については、その限度額を超える部分の費用計上額は損金として計上されない。